

令和 5年 9月26日

質疑応答集

(「郵便局事務取扱法に基づくマイナンバーカード交付等事務を取り扱う郵便局の指定の積極的な検討について」(令和5年6月16日付事務連絡、以下「事務連絡」という。)に関する、質疑応答集)

問1 今回の法改正で新たに郵便局で取り扱えることになったマイナンバーカード交付等事務とは、具体的にはどのようなものですか。

答 具体的には、事務連絡別添1「郵便局を活用したマイナンバーカードの交付等事務に係る標準的な事務フロー」において標準的なフローを示している、以下の事務です。

- ・マイナンバーカードの新規発行に係る事務
(参考：申請時来庁方式をベースとしています。)
- ・マイナンバーカードの更新に係る事務
(参考：交付時来庁方式をベースとしています。)
- ・マイナンバーカード券面記載事項変更に係る事務
- ・マイナンバーカード紛失届の受付に係る事務
- ・マイナンバーカードの返納に係る事務

問2 事務連絡別添1「郵便局を活用したマイナンバーカードの交付等事務に係る標準的な事務フロー」の3頁において、“事務フローのうち、以下の事務(※)は、統合端末の改修の関係で、今後、郵便局で取り扱うことが可能となるものです。これらの事務についての事務フロー案は、今後、事務の取扱の開始に向けて、さらに精査を進めていく予定ですので、現時点では参考としてご覧ください”の旨、記載があります。

- ①これらの事務フローは、精査後、あらためて周知されますか。
- ②これらの事務フローは、まだ郵便局には委託できないのでしょうか。
- ③これらの事務フローは、いつ頃周知されますか。

※該当する事務

- ・マイナンバーカードの更新に係る事務フロー
- ・マイナンバーカード券面記載事項変更に係る事務フロー
- ・マイナンバーカード紛失届の受付に係る事務フロー
- ・マイナンバーカードの返納に係る事務フロー

答 ①について：精査後、あらためて事務フローを周知する予定です。

②について：これらの事務フローは、改修後の統合端末を郵便局において使用することを想定しているため、郵便局において実際に事務を開始できるのは、この統合端末の改修後となります。

ただし、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号。以下「郵便局事務取扱法」といいます。）上は、既に、これらの事務についても地方公共団体が指定した郵便局に取り扱わせることができることとなっており、事務連絡別添1で示す事務フロー案を参考に、郵便局への委託の検討を進めていただくことは可能です。

③について：周知時期については、統合端末改修の状況を確認しながら、検討しております。

問3 マイナンバーカードの交付等事務を郵便局に委託する場合、議会の議決は必要ですか。

答 必要です。

郵便局へのマイナンバーカードの交付等事務の委託とは、郵便局事務取扱法の規定に基づき、地方公共団体が指定した郵便局に事務を取り扱わせるものです。

当該指定の際に、郵便局事務取扱法第3条第3項の規定に基づき、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています。

問4 住民が申請書を作成する際のサポート業務のみ郵便局へ委託し、マイナンバーカードの交付は自治体窓口で行うことを考えています。この場合、郵便局への委託について議会の議決は必要ですか。

答 必要ありません。

郵便局事務取扱法第3条第3項の規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているのは、同法第2条に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときです。

なお、ご参考まで、郵便局に申請サポート事業を委託する場合には、「郵便局を活用した申請サポート事業について」（令和5年2月1日付事務連絡）により、日本郵便(株)から提供を受けた委託契約書のひな形を参考に周知しておりますことを申し添えます。

問5 (郵便局への事務委託に関する) 委託料の基準額を示していただきたい。

答 委託料の基準額については、以下のとおり提示しています(または今後提示予定です)。

| 事務連絡別添1において示している事務名 | 委託費の基準額 |
|--|---|
| マイナンバーカードの新規発行に係る事務 (参考：申請時来庁方式をベースとしています。) | 「郵便局におけるマイナンバーカード交付等事務に係る委託料の基準額について(通知)」(令和5年8月30日付総行マ第112号、総行経第19号、総情企第120号通知)において提示しています。(※) |
| マイナンバーカードの更新に係る事務 (参考：交付時来庁方式をベースとしています。) | 今後提示予定。 統合端末の改修を見据え、事務フローを精査中であり、あわせて検討して参ります。 |
| マイナンバーカード券面記載事項変更に係る事務 | |
| マイナンバーカード紛失届の受付に係る事務 | |
| マイナンバーカードの返納に係る事務 | |

※通知中にあるとおり、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱別紙3の⑤の算定に当たっては、本通知に記載の基準額の範囲内の額とすること。

※通知中にあるとおり、各地方公共団体におかれては、あくまで日本郵便(株)との協議により委託料等を設定するものであり、この通知はその際の参考としてください。

問6 (郵便局への事務委託に関する) 委託契約書のひな形を示していただきたい。

答 委託契約書のひな形については、以下のとおり提示しています(または今後提示予定です)。

| 事務連絡別添1において示している事務名 | 契約書のひな形 |
|--|---|
| マイナンバーカードの新規発行に係る事務 (参考：申請時来庁方式をベースとしています。) | 「郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務について」(令和5年8月30日付事務連絡)において提示しています。(※) |
| マイナンバーカードの更新に係る事務 (参考：交付時来庁方式をベースとしています。) | 今後提示予定。 統合端末の改修を見据え、事務フローを精査中であり、あわせて検討して参ります。 |
| マイナンバーカード券面記載事項変更に係る事務 | |
| マイナンバーカード紛失届の受付に係る事務 | |
| マイナンバーカードの返納に係る事務 | |

※事務連絡中にあるとおり、事務委託に係る契約については、各地方公共団体と日本郵便(株)との協議によりその内容を定めていただくものであり、事務連絡に添付の委託契約書(ひな形)はその参考です。

問7 電子証明書の発行・更新等事務は、郵便局に委託できないのですか。

答 委託可能です。

電子証明書の発行・更新等については、令和3年5月に行われた郵便局事務取扱法の改正により、既に地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができることとなっています。

その事務委託要領（事務フロー）及び委託料の基準額は、「郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領の策定等について（通知）」（令和3年9月22日付総行マ第43号、総情企第115号通知）により示しております。

問8 マイナンバーカード交付等事務だけではなく、電子証明書の発行・更新等についても郵便局へ委託することを考えています。

マイナンバーカード交付等事務では、設備の目安（※1）において、カメラ付きタブレット端末（用途：市町村との申請書類データ送受信等）が必要とされています。

また、電子証明書の発行・更新等では、事務委託要領（※2）において、配備が必要とされている端末類として「郵便局との間で申請書等の情報を円滑に連携するための装置（カメラ付きのタブレット端末・FAX等）」とあります。

これらについて、1台の端末を「マイナンバーカード交付等」「電子証明書の発行・更新等」の双方の事務で使用することは可能でしょうか。

答 可能です。

※1 事務連絡別添2「郵便局を活用したマイナンバーカードの交付等事務に係る設備の目安」

※2 「郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領の策定等について（通知）」（令和3年9月22日付総行マ第43号、総情企第115号通知）別添「郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領」

問9 郵便局と市町村間で本人確認のためのビデオ会議等を行う際の回線は、インターネットVPNであることが必須ですか。

答 必須ではありません。

事務連絡別添2「郵便局を活用したマイナンバーカードの交付等事務に係る設備の目安」においては、インターネットVPNであることは、あくまで推奨としております。なお、ビデオ会議システムは、事務連絡別添2に記載の要件をご確認いただいた上で、チャット機能、ファイル送信機能、ビデオ会議機能を備えたものであり、かつ、各自治体のセキュリティポリシーに抵触しないものであれば問題ないと考えられますので、各自治体のセキュリティポリシーにも照らしてご検討をお願いいたします。

問10 本人確認のためのビデオ会議システムについて、録画機能は必須ですか。

答 必須ではありません。

ビデオ会議システムは、チャット機能、ファイル送信機能、ビデオ会議機能を備えたものを想定しており、録画機能は任意です。

問11 簡易郵便局に対しても事務を委託できますか。

答 委託できません。

委託の対象は直営郵便局のみです。

【参考】本質疑応答集において参考としている事務連絡等一覧

○令和5年4月1日以降

| 日付 | 件名 | 概要 |
|-------------------------------|--|--|
| 令和5年6月16日付 (各都道府県・各指定都市 宛) | 「郵便局事務取扱法に基づくマイナンバーカード交付等事務を取り扱う郵便局の指定の積極的な検討について」 (事務連絡) | ○標準的な事務フロー 及び 設備の目安 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの新規発行に係る事務 (参考: 申請時来庁方式をベースとしています。) ・マイナンバーカードの更新に係る事務 (参考: 交付時来庁方式をベースとしています。) ・マイナンバーカード券面記載事項変更に係る事務 ・マイナンバーカード紛失届の受付に係る事務 ・マイナンバーカードの返納に係る事務 ○郵便局におけるマイナンバーカードの交付等に係る経費 (マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱 (令和5年6月15日改正)) ○動画資料 (YouTubeチャンネル・市町村向け説明会) |
| 令和5年6月16~30日 (各市町村 宛) | 「郵便局へのマイナンバーカード交付の申請の受付等に関する事務委託に関する意向調査」 (調査・照会 (一斉調査) システム) | ○郵便局への事務委託に関する意向調査 (令和5年度第1回) |
| 令和5年8月30日付 (各都道府県・各指定都市 宛) | 「郵便局におけるマイナンバーカード交付等事務に係る委託料の基準額について(通知)」(総行マ第112号、総行経第19号、総情企第120号通知) | ○委託料の基準額 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの新規発行に係る事務 (参考: 申請時来庁方式をベースとしています。) |
| 令和5年8月30日付 (各都道府県・各指定都市 宛) | 「郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務について」 (事務連絡) | ○委託契約書のひな形 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの新規発行に係る事務 (参考: 申請時来庁方式をベースとしています。) |
| 令和5年9月26~10月19日 (各市町村 宛) | 「郵便局へのマイナンバーカード交付の申請の受付等に関する事務委託に関する意向調査」 (調査・照会 (一斉調査) システム) | ○郵便局への事務委託に関する意向調査 (令和5年度第2回) |

| 日付 | 件名 | 概要 |
|------------------------------|---|---|
| 令和5年9月26日付 (各都道府県・各指定都市宛) | 「郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務に関する質疑応答集について」 (事務連絡) | ○質疑応答集 ※本文書 ・「郵便局事務取扱法に基づくマイナンバーカード交付等事務を取り扱う郵便局の指定の積極的な検討について」(令和5年6月16日付け事務連絡)に関する地方公共団体からの問い合わせのとりまとめ(主な事項) |

○令和5年3月31日以前

| 日付 | 件名 | 概要 |
|------------------------------|--|---|
| 令和3年9月22日付 (各都道府県・各指定都市宛) | 「郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領の策定等について(通知)」 (総行マ第43号、総情企第115号通知) | ○事務委託要領(標準的な事務フロー及び設備の目安) ・電子証明書の発行・更新等に係る事務 ○委託料の基準額 ・電子証明書の発行・更新等に係る事務 |
| 令和5年2月1日付 (各都道府県・各指定都市宛) | 「郵便局を活用した申請サポート事業について」 (事務連絡) | ○委託契約書のひな形 ・郵便局を活用した申請サポート事業 |